

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会 常務理事職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第20条第4項に規定する常務理事の職務権限を定め、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 常務理事は、法令、定款及び本会が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、次の職務を執行する。ただし、日常の業務については、本会の事務決裁規程に基づき会長及び常務理事が分掌して専決する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(会長)

第4条 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。

(常務理事)

第5条 常務理事は、会長、副会長を補佐する。

- (1) 会長、副会長が欠けたとき又は事故あるときは、次に定める会長の業務の一部を執行する。
 - ア 理事会の決議に基づく評議員会の招集
 - イ 理事会の招集
 - ウ 事業計画書及び収支予算書の作成
 - エ 事業報告書及び決算書の作成
 - オ 本会の資産管理
 - カ その他理事会が決定した職務の執行

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決定により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公布の日から施行する。